

令和2年度登別ブランド推奨品 募集要項

登別ブランド推進協議会

1 「登別ブランド推奨品」について

当協議会は、市内事業者の商品の付加価値や知名度を高め、まちのイメージを向上させるとともに地域経済の活性化を図ることを目的に、登別ブランド認定制度を創設しました。

地域資源を活用した高品質な地元産加工食品の中から審査により特に優れたものを「登別ブランド推奨品」として認定しており、現在34商品認定しています。

2 募集期間

令和2年12月7日（月）から12月28日（月）まで

3 認定対象

（1）応募できる方

登別市内に事業所を有している事業者

（2）応募できる品数

1事業者につき2品まで

4 推奨品の決定方法

書類審査及び令和3年1月下旬に開催予定の推奨審査会において、審査の上、その後の登別ブランド推進協議会において決定します。

※審査委員は、市民、農林水産業関係者、報道関係者、マーケティング関係者、食品加工の専門家など20人以内を予定しています。

【登別ブランド推奨品の審査項目とその内容】

（1）事業所の所在地

- ・市内に商品を製造・加工する事業所を有している事業者であること。
- ・ただし、技術的な問題などにより、市内で製造・加工が難しい商品であり、商品の安全性、信頼性が確保できる場合は、製造過程でほかの地域の事業所等で製造・加工することが認められることがある（市内で生産または採取された原材料を使用している場合に限る）。

（2）原材料の産地

- ・主な原材料が市内で生産または採取されている加工食品であること。
- ・市内で生産または採取できないもの限り、道内で生産または採取されているものが認められることがある（市内で製造されている場合に限る）。

(3) 商品の地域性

- ・登別市の自然や文化、伝統等の特性を有し、登別のイメージ向上につながる物語性があること。
- ・ほかの地域で生産、製造される類似商品と比較して、品質、食味、価格などの面で優れていること。
- ・特許、商標登録などの知的財産権の取得や独自の取り組みがなされていること。

(4) 商品の安全・信頼性

- ・関係法令に基づく表示基準などを遵守し、生産・販売方法も法令に基づき行われているほか、品質の高さや安全性などを維持するための取り組みがなされていること。

(5) 生産体制

- ・商品を将来にわたり安定的かつ持続的に生産できる体制となっている、またはその予定があること。

(6) ブランド化への意欲等

- ・ブランド化への意欲があり、登別ブランドの普及、認知度向上、他事業者などへの波及効果が期待できること。

5 審査結果について

審査結果については文書でお知らせします。

また、登別ブランド推奨品として認定した場合は、後日、当協議会より認定証を交付します。

6 推奨品に認定されると

- ・推奨認定された日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までの期間、登別ブランド推奨品として推奨認定マークが使用できます。
- ・当協議会がポスターやリーフレット、雑誌やマスメディアの広告等を用いて推奨品のPRを行います。
- ・当協議会ホームページ、広報のぼりべつ、登別商工会議所会報などにおいて推奨品が紹介されます。
- ・当協議会や登別市による販路拡大への取り組みにおいて、推奨品の情報が発信されます。
- ・商談会やセミナーなど販路拡大に係る情報が提供されます。



- ・『登別市商談会等出展補助金』の補助率の加算が受けられます（2分の1→3分の2）。
- ・推奨認定を受けた事業者で構成される「登別ブランドの会」にご参加いただきます。

登別ブランドの会では、登別ブランド推奨品のPRを目的とした物産展への参加やギフトセットの販売、

販路拡大に向けた各種商談会や催事に関する情報交換などを行っています。

- ・推奨品の生産・製造並びに販売状況等について年1回報告していただきます。



▲登別ブランドの会主催の試食会の様子

7 推奨認定の取り消し

推奨認定を受けた後、必要に応じて調査、検査等を行うことがあります。

その結果、要件を欠くに至った場合や認定基準に適合しなくなったと認める場合には、認定を取り消すことがあります。

<取消事由>

- ・申込者から推奨認定の取り消しの届出があったとき
- ・虚偽の申し込みにより推奨認定を受けたとき
- ・年一回の生産・製造並びに販売状況等の報告を正当な理由なく拒否したとき
- ・推奨品の製造若しくは販売を中止、または廃止したとき
- ・その他推奨を取り消すべき重大な事由が生じたとき、または推奨品の信用を著しく損なう行為があったとき

8 応募方法

「登別ブランド推奨申込書」に次のものを添えて、**令和2年12月28日(月)まで**に提出してください。

提出先：登別ブランド推進協議会事務局（登別市観光経済部商工労政グループ内、中央町4丁目11番地 アーニス2階）

<添付する物>

- ・ 登別ブランド推奨申込に係る確認一覧表
- ・ 特産品調査票
- ・ 商品サンプル 2個（無償提供）
- ・ 商品カタログ（商品を説明したもの）

※申込書は、当協議会事務局に備え付けています。また、当協議会ホームページからもダウンロードできます。

9 令和2年度登別ブランド推奨認定に係るスケジュール

(1) 登別ブランド推奨申込 令和 2年12月28日（月）まで

(2) 書類審査 令和 3年 1月初旬

当協議会にて書類審査を実施。

(3) 登別ブランド推奨審査会 令和 3年 1月下旬

場所 別途通知（オンライン開催等検討中のため）

市民、農林水産業関係者、報道関係者、マーケティング関係者、食品加工の専門家など20人以内の審査委員による審査が行われますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、審査委員による審査は商品を事前に送付し、オンラインでの開催を検討しております。

詳細は決まり次第、お知らせさせていただきます。

※審査に際して、試食品を無償でご提供いただく必要があります。

※審査委員に対して商品についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

(4) 登別ブランド推奨品決定 令和 3年 2月上旬

登別ブランド推奨審査会の審査委員からの答申を受けて、当協議会にて最終決定を行います。

(5) 登別ブランド認定証交付式 令和 3年 2月下旬

問い合わせ 登別ブランド推進協議会事務局

〒059-0012

登別市中央町4丁目11番地（登別市商工労政グループ内）

電話 0143-85-2171

FAX 0143-83-5302

E-mail shoko@city.noboribetsu.lg.jp